

函館市監査公表第24号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

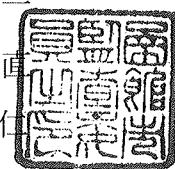
平成27年6月30日

函館市監査委員 山田潤一

函館市監査委員 植松

函館市監査委員 吉田崇仁

函館市監査委員 阿部善一



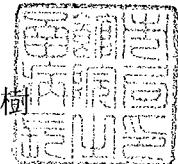
函 病

平成27年 6月 4日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局
監 査 の 種 類	定期監査 · その他
監査等実施期間	平成26年10月6日 ~ 平成26年12月1日 講評日 平成26年12月5日
指 摘 事 項	

(2) 個別的事項

ア 収入事務について

職務住宅へ入居させる職員の指定手続きにおいては、函館市病院局職務住宅管理規程（平成18年病院局規程第31号。以下「管理規程」という。）第3条により、当該職務住宅に入居させようとする職員の氏名、世帯の状況、入居予定年月日その他必要な事項を記載した函館病院長、函館恵山病院長または函館南茅部病院長の内申書による内申に基づき、公営企業管理者が入居させる職員を指定するべきところ、その手続きに不備があったことから、管理規程に則った適正な事務の執行を図られたい。

また、市立函館病院では、職務住宅として民間から1棟（40戸）を借り上げている物件の空室について、診療応援医師の滞在用、実習のために来院する医学生の宿泊用として提供しているが、管理規程および市立函館病院職務住宅事務処理要領

（平成14年8月26日施行）には、その根拠や所要の事務処理等についての定めがないことから、適切な運用を図られたい。

措 置 内 容

職務住宅へ入居させる職員の指定手続きにおいては、函館市病院局職務住宅管理規程に則り、今年度入居する職員からは、病院長の内申書による内申に基づき、入居させる職員を指定しております。

また、市立函館病院において、職務住宅を診療応援医師の滞在用または実習のために来院する医学生の宿泊用として提供していることについては、従来、病院局長が参加する院内会議の場で決定しておりましたが、今年度から管理規程および市立函館病院職務住宅事務処理要領において、その根拠や事務処理等を定め、適切な運用を図っております。

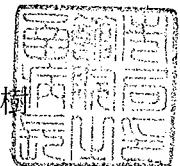
函 病

平成27年 6月 4日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局
監 査 の 種 類	定期監査 • その他
監査等実施期間	平成26年10月6日 ~ 平成26年12月1日 講評日 平成26年12月5日
監 査 意 見	

(1) 全般的な事項

ア 予算の執行について

当年度の上半期の経営状況について予算と実績額を比較すると、市立函館病院ではDPCの基礎係数が変更となり診療報酬の基礎額が下がったことや精神科の診療体制縮小などにより、医業収益が減少したため、収益的収支差引は予算より悪化している。

のことから、今後においては、診療報酬の加算の取得など収益の確保に努めるなど、早期に対策を講じ経営の健全化を図る必要があるものと思料する。

措 置 内 容

市立函館病院では、下半期から収益を改善するべく、病院長が全職員を対象とした経営説明会を開催するなどの取り組みを進めて参りましたが、ドクターヘリ導入に合わせた改修工事において、当初想定した以上の騒音が発生したことにより入院制限の拡大を余儀なくされ、思うように収益を改善できない状況で決算を迎えることとなりました。

今年度においては、工事の影響を受けていた病棟のフル稼働や、新救命救急病棟の稼働等により、収支改善に取り組んでいるところでございます。